



- 地域の農林水産物の利用を促進するため、都道府県及び市町村においては、「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」（促進計画）を策定するよう努めることとされており、令和4年9月末現在、47都道府県、1,569市町村（約9割）で策定されているところ。

【都道府県及び市町村における促進計画の策定状況】 （令和4年9月末現在）

区分	都道府県	市町村
策定している	47（100.0%）	1,569（90.1%）
策定していない	0（0.0%）	172（9.9%）
合計	47（100.0%）	1,741（100.0%）

注： 農林水産省調べ
独立して促進計画が定められている場合のほか、地域振興計画、農業振興ビジョン、食育推進計画、その他の行政計画の中に、地域の農林水産物の利用の促進に関する事項が記載されている場合には、「策定している」としてカウント。